

違 反 対 象 物 一 覧 表

No. 1

令和 7 年 9 月 22 日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公 表 日	管轄消防署
		公表該当違反事項	根拠法令等の条項	違反の部分等		
医療法人健生会 本庄病院	日置市伊集院町 下谷口 1942 番地	スプリンクラー設 備未設置	消防法施行令 第 12 条	防火対象物全体	令和 7 年 9 月 22 日	消防署

※ 本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表事実以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。